



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

*996	昭和59年和歌山県告示第742号(鳥獣保護区内における特別保護地区の指定)の一部改正	(環境生活総務課)	1
*997	平成2年和歌山県告示第782号(鳥獣保護区の指定)の一部改正	(")	2
*998	平成2年和歌山県告示第794号(鳥獣保護区の指定)の一部改正	(")	4
*999	特定猟具使用禁止区域の指定	(")	4
1000	介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(長寿社会課)	5
1001	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(")	5
1002	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定	(")	6
1003	介護保険による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(")	6
1004	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課)	7
1005	大規模小売店舗立地法による紀の川市から聴取した意見の概要	(")	7
1006	大規模小売店舗立地法によるかつらぎ町から聴取した意見の概要	(")	7
1007	木材業者等の変更	(林業振興課)	8
1008	地域森林計画の案の縦覧	(")	8
1009	"	(")	8
1010	基本測量の実施	(技術調査課)	9
1011	道路の区域変更	(道路保全課)	9
1012	道路の供用開始	(")	9
1013	道路の区域変更	(")	10
1014	道路の供用開始	(")	10
1015	道路の区域変更	(")	10
1016	道路の供用開始	(")	11
1017	道路の位置の指定	(都市政策課)	11
1018	和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づき撤去したプレジャーボート等の保管	(港湾空港振興課)	11

告 示

和歌山県告示第996号

昭和59年和歌山県告示第742号(鳥獣保護区内における特別保護地区の指定)の一部を次のように改正し、平成22年11月1日から適用する。

平成22年10月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第2号中「紀の川地区広域農道」を「広域農道」に、「春日宮前端」を「春日宮前橋」に、「同所から西に」を「同所から南西に」に、「市道西三谷線」を「市道西三谷3号線」に、「東進して和歌山県緑花

センターと近畿大学敷地との境界に至り、同所から近畿大学敷地境界に沿って」を「約50メートル東進し、同所から北進して桜池東堤に至り、同所を東進して近畿大学生物理工学部調整池西堤に至り、同所を」に、「岩出市と紀の川市」を「紀の川市と岩出市」に改め、第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

職員や鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め紀の川市と連携を図り対応に当たる。

和歌山県告示第997号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、紀泉高原鳥獣保護区、和歌山市森林公園鳥獣保護区、境原鳥獣保護区、海南市民の森鳥獣保護区、不動寺谷鳥獣保護区、伊都鳥獣保護区、信太鳥獣保護区、嵯峨鳥獣保護区及び北山鳥獣保護区の存続期間を更新したので、平成22年和歌山県告示第782号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成22年11月1日から適用する。

平成22年10月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

紀泉高原鳥獣保護区の項第2号中「南進して紀伊駅に通じるハイキング歩道」を「南進し、ハイキング道」に、「阪南町」を「阪南市」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

頻繁な巡視による行政等の管理の行き届きにくい区域のため、違法捕獲を防止する上で必要な法律及び鳥獣に対する認識向上等の啓発を図り、区域内を訪れる利用者からの情報収集に努める。また、職員及び鳥獣保護員による定期的な巡回調査により、鳥獣の種類、生息状況等環境変化の把握に努める。

和歌山市森林公園鳥獣保護区の項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

弁当の食べ残し等生ゴミの放置による鳥獣への影響を防止するため、公園内の清掃等管理の徹底と入園者のマナー向上に努める。また、定期的な密猟の取締りを行い、公園利用者に対し鳥獣保護の重要性の啓発に努める。また、公園内に生息する鳥獣に餌を与える行為を目撃することがあるが、自然保護から逸脱し、かえって生態系を乱すことになりかねないことから、安易な餌付けは止めるように指導・啓発に努める。

境原鳥獣保護区の項第2号中「近畿自動車道松原海南線」を「阪和自動車道」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

定期的な巡回及び取締りを強化し、違法捕獲の防止に努める。また、鳥獣の保護に関する法律等の啓発により、区域内の環境保全に努める。また、鳥獣の生息状況の把握に努め、身近な自然観察の場として環境教育の活用に取り組む。

海南市民の森鳥獣保護区の項第2号中「農道日方神国線」を「農道日方神田線」に改め、同項第3号及び

第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

周辺地域では野生鳥獣、特にイノシシ・アナグマ・カラスによる農作物被害が報告されており、被害発生状況を的確に把握し、状況に応じて有害鳥獣捕獲を許可することも視野に入れる。

不動寺谷鳥獣保護区の項第2号中「紀の川地区広域農道との」を「広域農道との」に、「市道西三谷線との交点に至り、同所から市道西三谷線の旧道を南進し、紀の川用水管理道路との交点に至り、同所から同管理道路を西進し市道西三谷平松線」を「市道西三谷3号線との交点手前20メートル地点から果樹園内を約80メートル南西進し、市道西三谷3号線を横断し、近畿大学生物理工学部東門付近を通過し、市道西三谷1号線、市道西三谷内谷線を通り、市道西三谷平松線との交点」に、「内谷池管理道路」を「市道西三谷藤本線」に、「同管理道路」を「同市道」に、「桜池堤を通り、紀の川地区広域農道」を「広域農道」に改め、「昭和の森敷地境界の」を削り、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

職員や鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め紀の川市と連携を図り対応に当たる。

伊都鳥獣保護区の項第2号中「県道橋本五條線」を「県道橋本五条線」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員、鳥獣保護員及び市町職員が連携し定期的に巡回を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し、豊かな生活環境の形成に資するため必要な地域若しくは自然とのふれあい又は鳥獣の観察を通じた環境教育の場の確保に努める。

信太鳥獣保護区の項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員、鳥獣保護員及び市町職員が連携し定期的に巡回を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、愛鳥モデル校である信太小学校に、野生鳥獣愛護教育の一環として、鳥類の観察等をお願いする。なお、市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し、豊かな生活環境の形成に資するため必要な地域若しくは自然とのふれあい又は鳥獣の観察を通じた環境教育の場の確保に努める。

嵯峨鳥獣保護区の項第2号中「大正橋詰め」を「大正橋詰」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

有田振興局鳥獣行政担当職員が鳥獣保護員及び有田川町鳥獣行政担当職員の協力を得て、定期的

に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、鳥獣の生息に影響の与えない範囲で、自然体験活動など、身近に活動できる自然とのふれあいの場としての活用、また環境教育など学習の場の活用を図る。

北山鳥獣保護区の項第2号、第3号及び第4号を次のように改める。

(2) 区域

北山中学校及び北山小学校の区域

(3) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

鳥獣保護員及び北山村と連携し、区域内の鳥獣の安定的な生息に留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育の場としての活用を図る。

和歌山県告示第998号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、潮岬鳥獣保護区の存続期間を更新したので、平成22年和歌山県告示第794号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成22年11月1日から適用する。

平成22年10月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係市町村や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

和歌山県告示第999号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定し、平成22年11月1日から適用する。

平成12年和歌山県告示第878号（銃猟禁止区域の指定）は、平成22年10月31日限り廃止する。

平成22年10月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 中飯降特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

中飯降特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

伊都郡かつらぎ町中飯降地内の町道11号線と丹生脇線との交点を基点として、町道11号線を西進し町道大畑街道線との交点に至り、同所から大畑街道線を南西に進み町道妙寺53号線を経て町道中飯降1号線の交点に至り、同所から町道中飯降1号線を北進して県農業大学校正面に至る。県農業大学校正面を北西に進み、駐車場前を北西方向に坂を下がり、城山織物組合前を北東に上り、紀北農芸高校沿いに進んだ後、農道を北に進み右手にグラウンドを見ながら進行後、水源地前を北に（左折）上がり、町道妙寺54号線に至る。同線を北進し、紀の川広域農道との交点に至り、同所から同農道を東進し旧高野口町道29号線との交点に至り、同所から同町道を南進してかつらぎ町中飯降地内の町道丹生脇線との交点に至り、同所から同町道を南進して起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 霊巖寺特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

霊巖寺特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

有田郡広川町霊巖寺の2つ目の鳥居を起点とし、湯浅町との境界を東に433メートル進み3つ目の尾根を尾根に沿って南進し、串子谷に至り、串子谷に沿って西進し区有林と私有林の境界地点に至り、同地点より区有林と私有林との地番界を進んで起点に至る線に囲まれた区域及び霊巖寺駐車場の区域

(3) 存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

和歌山県告示第1000号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成22年10月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3062290030	社会福祉法人真寿会	田辺市神島台6番1号	森貴信	真寿苑訪問看護ステーション	田辺市神島台6番19号	訪問看護・介護予防訪問看護	平成22.6.30
3062590041	阿彌陀寺	東牟婁郡那智勝浦町南平野2270	谷宏之	ドマーニ宇久井	東牟婁郡那智勝浦町宇久井549	居宅介護支援	平成22.7.10
3072200938	有限会社プロデュース	西牟婁郡白浜町堅田2578-443	松本悦子	ケアプランセンターまごの手	田辺市新庄町2178-1	居宅介護支援	平成22.7.31
3070103670	有限会社あゆむ	和歌山市磯の浦470番地の7	堀坂真也	有限会社あゆむ	和歌山市小人町南ノ丁26番地	訪問看護・介護予防訪問介護	平成22.8.31
3070104223	有限会社虹	和歌山市岩橋1043-5	宇田美智代	ケアセンター虹	和歌山市岩橋1043-5	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	平成22.8.31

和歌山県告示第1001号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年10月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3072200987	社会福祉法人ふたば福祉会	田辺市文里一丁目15番13号	森川末男	地域生活支援センター	田辺市たきない町22-19	訪問介護	平成22.10.1 (平成28.9.30)

和歌山県告示第1002号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年10月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070107622	株式会社ウエダ	和歌山市紀三井寺529番地の5	上田啓子	介護支援事業所ウエダ	和歌山市紀三井寺529番地の5	居宅介護支援	平成22.10.1 (平成28.9.30)

和歌山県告示第1003号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成22年10月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070107648	株式会社幸和	和歌山市三沢町2丁目11番地の2	佐武博	ホームヘルプ和～なごみ～	和歌山市三沢町2丁目11番地の2	訪問介護・介護予防訪問介護	平成22.10.1 (平成28.9.30)
3072200979	合同会社希望のかけはし	田辺市天神崎18-2	田中友	ケアステーション希望のかけはし	田辺市天神崎18-2	訪問介護・介護予防訪問介護	平成22.10.1 (平成28.9.30)
3061590034	有田市	有田市箕島50番地	望月良男	有田市立病院訪問看護ステーション	有田市宮崎町6番地	訪問看護・介護予防訪問看護	平成22.10.1 (平成28.9.30)
3071300754	社会福祉法人相和会	伊都郡かつらぎ町大字柏木字平	平井ヨリコ	ケアハウスかつらぎ乃里	伊都郡かつらぎ町大字柏木字平	特定施設入居者生活介	平成22.10.1

	山東尾848番地		山東尾848番地	護・介護予防特定施設 入居者生活 介護	平成 28.9.30
--	----------	--	----------	---------------------------	---------------

和歌山県告示第1004号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成22年10月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパー松源西浜店

和歌山県和歌山市西浜1026-1

2 意見の概要

特になし

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成22年10月22日から同年11月22日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1005号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成22年10月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松源粉河店

和歌山県紀の川市粉河785番地

2 意見の概要

騒音及び振動等により近隣住民の迷惑にならないように配慮すること。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

紀の川市農林商工部商工観光課（紀の川市西大井338番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209番地）

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成22年10月22日から同年11月22日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1006号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定によりかつらぎ町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成22年10月22日

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーマツゲン妙寺店
和歌山県伊都郡かつらぎ町妙寺130番地
- 意見の概要
特になし
- 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
かつらぎ町産業観光課(伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地)
和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課(橋本市市脇四丁目5番8号)
- 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成22年10月22日から同年11月22日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1007号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例(昭和45年和歌山県条例第14号)第4条各号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成22年10月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録者の氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更年月日
かつらぎ町森林組合	代表者氏名	代表理事組合長 西林武仁	代表理事組合長 山本恵章	平成22年9月2日
㊦木材	住所	橋本市高野口町大野159-1	橋本市神野々986	平成22年4月30日
	代表者氏名	三戸手奈央	三戸手健二	平成22年4月30日

和歌山県告示第1008号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき地域森林計画をたてるので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成22年10月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 森林計画区の名称
紀中森林計画区(有田市一円、御坊市一円、有田郡一円及び日高郡一円)
- 縦覧場所
和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局地域振興部林務課及び日高振興局地域振興部林務課
- 縦覧期間
平成22年10月22日から同年11月22日まで

和歌山県告示第1009号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき地域森林計画を変更するので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成22年10月22日

1 森林計画区の名称

- (1) 紀北森林計画区 (和歌山市一円、海南市一円、橋本市一円、紀の川市一円、岩出市一円、海草郡一円及び伊都郡一円)
- (2) 紀南森林計画区 (田辺市一円、新宮市一円、西牟婁郡一円及び東牟婁郡一円)

2 縦覧場所

(1) 紀北地域森林計画

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局地域振興部林務課、那賀振興局地域振興部林務課及び伊都振興局地域振興部林務課

(2) 紀南地域森林計画

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局地域振興部林務課及び東牟婁振興局地域振興部林務課

3 縦覧期間

平成22年10月22日から同年11月22日まで

和歌山県告示第1010号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成22年10月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 基本測量 (基盤地図情報整備業務)

2 作業期間 平成22年11月12日から平成23年3月25日まで

3 作業地域 有田市、九度山町、高野町、湯浅町、有田川町、美浜町、白浜町、上富田町、すさみ町、太地町、串本町

和歌山県告示第1011号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年10月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 野上清水線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町中田字田中431番8地先から同町中田字中尾610番1地先まで	旧	3.60 } 9.25	312.80	
同上	新	10.71 } 29.88	290.86	

和歌山県告示第1012号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年10月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 野上清水線

供用開始の区間 海草郡紀美野町中田字田中431番8地先から同町中田字中尾610番1地先まで

供用開始の期日 平成22年10月22日

和歌山県告示第1013号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年10月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 花園美里線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷1049番2地先から同町長谷宮字柳生谷1042番2地先まで	旧	5.70 } 20.20	80.90	
同上	新	5.70 } 20.20	80.90	
同上	新	7.79 } 39.45	49.33	第二柳生橋 L=26.10

和歌山県告示第1014号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年10月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 花園美里線

供用開始の区間 海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷1049番2地先から同町長谷宮字柳生谷1042番1地先まで

供用開始の期日 平成22年10月22日

和歌山県告示第1015号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年10月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 花園美里線

区 間	新旧の別	敷 地 の		延 長	備 考	
		幅 員	メートル		メートル	メートル
海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷 1034番2地内	旧	9.30 }	21.35	68.10		
同上	新	9.30 }	21.35	68.10		
同上	新	7.45 }	35.55	53.73	第三柳生橋	L=38.00

和歌山県告示第1016号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年10月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

路線名 花園美里線

供用開始の区間 海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷1034番2地内

供用開始の期日 平成22年10月22日

和歌山県告示第1017号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年10月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3116	岩出市川尻字山ノ段206番2 の一部、206番3の一部、水 路	岩出市水栖311番地 梶安市	平成 22.10.12	4.00	8.00

和歌山県告示第1018号

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成20年和歌山県条例第22号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により撤去したプレジャーボート等について、同条第2項の規定により

保管したので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

なお、当該プレジャーボート等の保管その他の措置に要した費用については、条例第16条第7項の規定により、当該プレジャーボート等の返還を受けるべき所有権、占有権又は使用权を有する者（以下「所有者等」という。）の負担とする。

平成22年10月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保管したプレジャーボート等の名称又は種類、形状及び数量

整理番号	船種	船質	全長×幅×深さ(cm)	色等の特徴	その他
1	漁船	FRP	1,000×270×60	白色	
2	漁船	FRP	1,300×300×70	白色	
3	漁船	FRP	990×240×50	白色	船体に「龍由丸」の表示あり
4	クルーザーヨット	FRP	900×260×130	白色	船体に「260-11150」の表示あり
5	漁船	FRP	1,050×270×60	白色	
6	和船	FRP	570×220×30	白色	船体に「252-11363」の表示あり
7	和船	FRP	570×220×30	白色	船体に「252-18303」の表示あり
8	釣り船	FRP	690×240×40	白色に緑ライン	船体に「252-8433」及び「さざなみ」の表示あり
9	釣り船	FRP	720×240×50	白色	船体に「252-13911」及び「雑賀丸」の表示あり
10	フィッシングボート	FRP	600×215×35	白色	船体に「252-21866」の表示あり
11	釣り船	FRP	600×185×30	白色	
12	クルーザーヨット	FRP	660×240×80	白色	船体に「253-7645」及び「きく」の表示あり
13	クルーザーヨット	FRP	690×250×70	白色	船体に「235-10477」及び「青空」の表示あり
14	浮き船台	FRP	900×700×30	白色	
15	クルーザーヨット	FRP	900×270×120	白色に赤ライン	船体に「250-7564」の表示あり
16	釣り船	FRP	600×210×30	白色に青ライン	船体に「252-10556」の表示あり
17	クルーザーヨット	FRP	870×270×120	白色	
18	和船	FRP	600×240×30	白色	船体に「252-9340」の表示あり

19	釣り船	FRP	720×180×40	白色	船体に「252-7664」の表示あり
20	フィッシングボート	FRP	700×240×30	白色	船体に「280-13904」の表示あり

- 2 保管したプレジャーボート等の放置されていた場所及び当該プレジャーボート等を撤去した日時
場所 和歌山市毛見並びに海南市船尾、名高及び鳥居地先の重点調整区域
日時 平成22年9月30日午前9時20分から同年10月4日午後4時45分まで
- 3 保管したプレジャーボート等の保管を始めた日時及び保管場所
日時 平成22年10月4日午後4時45分から
場所 和歌山市毛見1530又は和歌山市雑賀崎2007番地5
- 4 保管したプレジャーボート等を返還する場合の手續
和歌山下津港湾事務所において、身分証明書及び所有者等であることを証明する書類を提示すること。
- 5 本件に関する問い合わせ先及び関係図書の閲覧場所
和歌山市築港六丁目22番地
和歌山下津港湾事務所総務管理課 (電話番号 073-431-7266)